

NEWS 01

子ども手当の支給を開始します

中学校修了前の児童一人につき月額13,000円を支給

児童手当が子ども手当に変わります

今まで	児童手当	これから	子ども手当
対象児童	小学校修了前	対象児童	対象年齢が拡大 中学校修了前
所得	所得制限あり	所得	制限が撤廃 所得制限なし
金額	子ども一人につき 月額5,000円または10,000円	金額	受給額が増加 子ども一人につき 月額13,000円

初回支給日

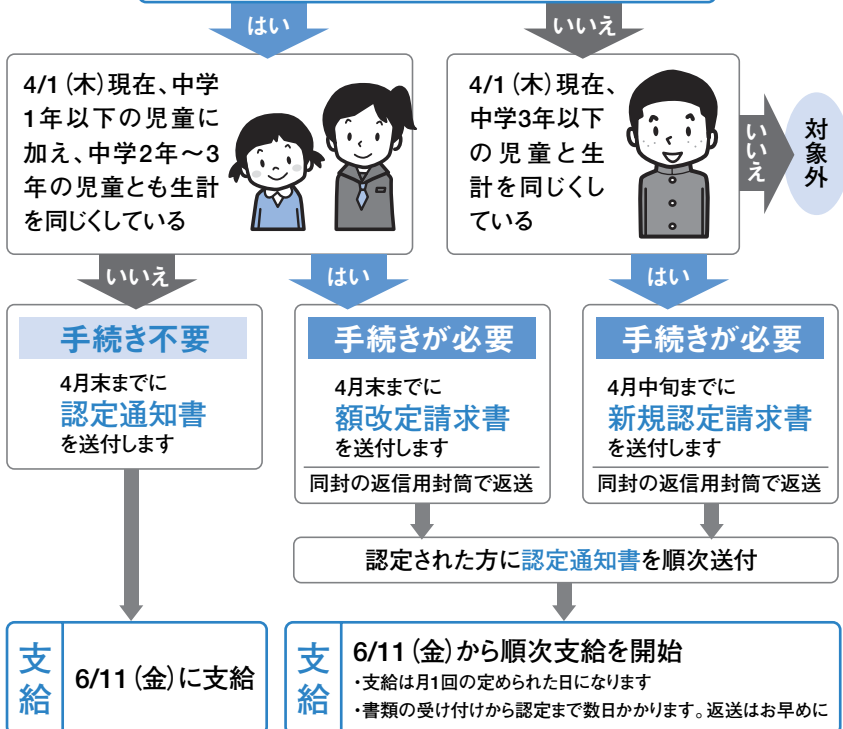
6/11(金)

- ・新たに認定を受ける方は、4・5月の2カ月分を支給
- ・児童手当を受給していた方は、2・3月の児童手当と4・5月の子ども手当の計4カ月分を支給

支給月は6月、10月、2月。13日前後に、前4カ月分の手当を口座に振り込みます

手続きが必要な方がいますのでご確認ください

3月末時点で児童手当の受給者だった



次代を担う児童の健やかな成長を目的とした、子ども手当の支給が始まります。初回の支給日は六月十一日(金)です。この手当は、従来の児童手当が内容を変えて、新たに支給されるもの。中学校修了前の子を養育する方を対象に、児童一人につき、月額一万三千円を支給します。所得制限

はありませぬ。中学二・三年生の児童がいる世帯や、所得制限などで児童手当を受給できなかった世帯は、手続きが必要です。対象児童の世帯主の方には四月中に請求書を送付します。同封の案内文をご確認ください。

(222) 4894

【詳細】市コールセンター

こんな方はご注意ください!

児童と別居している父母

児童と父母が別居している場合、児童の世帯主の方に新規認定請求書を送付しますが、仕送りや養育の状況によって、父母が受給者になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

公務員の方

新規認定請求書が自宅に送付されますが、返送は不要です。勤務先で手続きをお願いします。

手当の寄付を希望する方は、市コールセンター ☎222-4894 にお問い合わせください。寄付金は市の子ども施策の充実に役立ちます。

通知書・請求書が届かない場合はお住まいの区の区役所保健福祉課へお問い合わせください